

< 学術論文 >

手話通訳の支援的機能と手話通訳者の役割認識

—— 手話通訳者へのインタビュー調査から ——

西 田 朗 子

東亜大学医療学部医療工学科医療福祉コース
a-nishida@toua-u.ac.jp

《要 旨》

本研究では、手話通訳者へのインタビュー調査を通じて、手話通訳の支援的機能と手話通訳の経験が手話通訳者の役割認識がどのように変化するかを明らかにする。

手話通訳の支援的機能とは、単なる言語変換に留まらない様々な支援があり、伝えること、情報提供支援を中心とした情報保障支援機能、きこえる人ときこえない人の間に立つコミュニケーション支援機能、手話通訳行為の内外にある相談支援も含めた様々な支援としての福祉的支援機能があると整理している。これらの機能は重なり合って存在している。一方で、手話通訳者は支援をする者としてあるだけでなく、きこえない人と友人として、手話サークルの一員として関わることで、支援する／されるという関係ではない、互酬的な関係性も持っている。互酬的な関係性からの視点は、「きこえないとはどういうことか」の理解につながり、手話通訳をする上でも欠かせない能力となっている。

手話通訳者は、手話通訳になる以前、手話を学び始め、手話通訳者の資格を取得時には、きこえない人と手話で話がしたい、きこえない人の役に立ちたいといった認識があるだけで手話通訳の専門性や機能を意識していないが、手話通訳の経験を重ねることで、手話通訳の専門的役割、支援者としての役割を考えるようになり、専門性を徐々に意識的に捉えるようになってくる。一方で、友人としての互酬的な関係性も持ち、それが聴覚障害の理解につながっている。

キーワード：手話通訳，支援機能，役割認識，専門性

1. はじめに

きこえない人の中には、手話という言語を用いて日常のコミュニケーションを行う人々がいる。その多くは「ろう」「ろう者」と呼ばれる聴力がないとされる人々である。彼ら、彼女らは音声日本語が溢れる社会の中で、手話通訳を活用するか、手話通訳がない場面では字幕等の文字情報を活用して日々の暮らしを営み、社会参加を行っている。

言語が異なる以上、その言語に基づく思考や振る舞い等、文化的差異があり、コミュニケー

ションの際には、それらへの相互理解が不可欠である。しかし、きこえない人に対しては、音声日本語が主流の社会のなかであって、同じ地域で、同じ文化圏で生活しているために、音声日本語が不十分な人、能力が低い人という見方をされ、能力が劣っていると差別的に扱われてきた。

手話は「手まね」と呼ばれ、聾学校でも手話を禁止されてきた歴史があり、街中で手話を使うことが憚られる時代が長く続いてきた¹。意思があっても、それを表明する手段が音声日本語ではないため、無視されてしまう。きこえない人が日常の言語として使用している手話を、

音声日本語にしてきこえる人に伝えるのが手話通訳である。

さらに、手話通訳は、手話を使うきこえない人と音声言語を使うきこえる人という、異なる言語、コミュニケーション手段を持つ人の間に存在する。きこえる人の発する音声日本語や社会に溢れる音声を手話という手段で伝えることも手話通訳の役割である。手話通訳は、きこえる人がきこえない人との意思疎通を図ろうとする時にも不可欠である。きこえない人のためだけに存在しているのではなく、きこえる人にも必要だということには留意が必要である。

社会の中で公平に扱われてこなかったきこえない人が、きこえる人が主流の社会に参加し、働き、暮らしていくためには、手話通訳が必要であった。ろうあ運動と呼ばれる、きこえない人の障害者運動においても、手話通訳の保障を求める運動が展開されている²。現在では、首相官邸の会見や都道府県知事の会見には、手話通訳がついているのが当たり前となってきているが、これも長年のろうあ運動の成果であり、要求してこなければ実現しなかったことである。しかし、きこえない人にとって、手話通訳があるのはその場面だけで、日常の暮らしの大半の場面では、手話通訳がない状況であるとも言える。

日常の暮らしにおいては、ほとんどの時間を手話通訳なしで、きこえる社会の中で過ごしていることになる。手話通訳を自分から依頼するか、勤め先の企業等が手話通訳を依頼しない限り、手話通訳は派遣されないため、きこえる社会と関わる時には、字幕等の文字情報を頼りにするか、筆談等のコミュニケーション手段を使うか、または、きこえていないが、そのままやり過ごすしかない。教えてくれる人がいなければ、何らかの音声がある、音声情報があることに気付くこともできない。音声情報がなくても、これまでの経験や知識、周囲の人の様子や雰囲気から察知し、乗り越えられることもあれば、身近な手話のできる人、家族や友人に頼る場合もある。それでもきこえる社会の情報は、音声情報を得られる人と比して情報量が下がってしまう。

暮らしの中の音声情報には、前述の首相官邸の会見や都道府県知事の会見の他に、救急車のサイレン、自転車のベル、電車のアナウンスのような、不特定多数に向けたものが多くあり、これらに手話通訳をつけることは、現実的に困難である。電車のアナウンスは、字幕で表示されることも増えたが、緊急停止時等では音声情報のみになる。これらの情報を得るために音声を利用することができない、あるいは情報が削減されてしまうことでの情報の非対称性があると言える。きこえない人は、音声なしで書記日本語を学ばざるを得ないため、個人差はあるが、文字や字幕の理解が苦手な人もいる。

情報としての音声以外にも、手話のできない人とのコミュニケーションがスムーズにできないことでの困難もある。対面でのコミュニケーションであれば、完璧ではないものの、相手の口の動きを読んで話される内容を掴むことができ、また、筆談や身振り等、お互いに努力することである程度、わかりあうことができるが、会議等大人数での会話は、誰が話しているのかを掴むことが難しく、内容もわからなくなってしまふ。きこえる人の集団に入ることができず、取り残され、後から誰かに聞いても、面倒がられ、煙たがられるということが起こりがちである。

手話通訳は、このようなきこえない人に対する配慮がない現状のきこえる社会と、そこに置かれたきこえない人の状況を考慮して行わないと、きこえない人にもきこえる人にも「伝わらない」ということが起こってしまう。

本研究では、手話通訳者にインタビュー調査を行い、手話通訳の経験から支援的要素を整理し、手話通訳の機能を導出する。また、通訳者として、支援者としての経験から、手話通訳者がどのような役割認識を持ち、認識の変化をもたらしてきたのかを明らかにする。

2. 本研究における手話通訳の定義と用語の定義

障害者総合支援法における手話通訳者養成事業で採用されているテキストで明らかにされている手話通訳の機能には、次のようなものがあ

る。「手話通訳とは、手話通訳者が対象者（「聴覚障害者」と「関わる健聴者」）との間を、手話通訳環境等も考慮しながら、三者の良好な人間関係を構築しつつ、手話及び音声言語の翻訳を行う作業」となっている。本研究でも、手話通訳の概念をこのテキストに依拠することとする。

また、手話については、「手話言語は、手の形、位置、動きをもとに、表情も活用する独自の文法体系をもった、音声言語である日本語と対等な一つの言語であり、手話は手話言語等の言語を表出する手段である」とする一般財団法人全日本ろうあ連盟の見解に依拠し、林（2017）がまとめた手話の特徴をもつものを手話と捉えることとする。

- ①主に手話をコミュニケーション手段として使用する聴覚障害者がろう者またはあろうあ者と呼ばれる。
- ②標準手話と方言手話：1969年『わたしたちの手話』³にはじまり、1997年『新日本語－手話辞典』にまとめられている手話が標準手話といえる。方言手話は、標準手話以外に地域で使われている手話。
- ③手話の有契性・写像性と恣意性：物の形や動作を表す手話には、有契性、写像性がある。一方、記号・言語と同じく手話には恣意性がある。
- ④手話の二重分節性：手話には音素（動素）・形態素（単語）があり、これを組み合わせることで、無限に文を作ることができる。
- ⑤手話の同時性：手話は二つ以上の意味を同時に表現できる。
- ⑥世界の手話：世界各国で違う手話が使われる。また国と国のつながりが影響する場合もある。

林の挙げた手話の特徴は、特徴を列挙している点でわかりやすいが、本研究では、①にあるろう者、ろうあ者という名称は使用せず、「きこえない人」としている。「主に手話をコミュニケーション手段として使用する」だけでな

く、手話と音声日本語を併用している人も手話通訳を利用している人がいるからである。

ほとんできこえない、全くきこえない人だけではなく、聴力の度合いに関係なく自身がろう者、ろうあ者という自覚を持って生きている人もいれば、聴力としては難聴者と呼ばれる人であっても手話を使っている人もおり、身体障害者手帳の等級では規定しきれない「きこえないこと」があると考えからである。林が挙げているように、一般的に手話を主たるコミュニケーション手段として使用しているとされているのは「ろう者」と言われている人々である。しかし、全くきこえない人だけが「ろう者」と名乗っているわけではない。

この「ろう者」という呼称に対応して「聴者」という言葉も使われている。これらは、「ろうあ者」「健聴者」と呼ばれることもあり、現在でも様々な呼称があるが、本研究では「きこえない人」に対応させて「きこえる人」という呼称を使用する。なお、文献等であろう、ろうあ等の表記がある場合には、表記に従って記述し、インタビュー調査では調査対象者の言葉をそのまま使用している。

そして、「手話通訳者」は、「手話を通訳する人」を指して述べている。「手話通訳者」は、手話通訳の制度ができる以前から、手話通訳をしている人を指して使われてきた言葉である。しかし、手話通訳の制度の成立以降は、「手話通訳者」は資格の名称ともなっている。手話通訳派遣事業に沿った各都道府県の登録、認定手話通訳者である⁴。

本研究のインタビュー調査は、2011年から2022年にかけて継続的に行っている。手話通訳者には守秘義務があり、調査においてもその義務は守られている。

3. 手話通訳に関わる先行研究

手話通訳の研究は、大きく分けて二つの視点からなされている。一つは、手話通訳技術である。どのくらい言語変換が可能かといった数量的研究と、テクノロジーの向上に伴って登場した、手話ロボットやCG等の、人間以外が手話

通訳をする技術開発である。他言語でも翻訳アプリや音声通訳機があるように、手話にも通訳、翻訳の機械技術が発達途上である。視覚言語であるため、文字や音声ではなく、CGやロボットが手話表現を再生している⁵。

これらの手話を映像やCGで表す技術は、日本語を手話に置きかえるという意味では手話通訳技術と言えるかもしれないが、単語単位であり、文章ではない。日本語から手話の単語を調べるには有効であるが、厳密には手話通訳とは言えない。「AIアシスタントとロボット教材を活用した手話通訳ロボットの製作」(河野・日浅・福村・田中2021)等、手話通訳を行うロボットの開発もされているが、一般に使用するにはまだ時間がかかると考えられる。

もう一つは、手話通訳のあり方、手話通訳としてどうあるべきかという理念の提起である。これは、手話通訳者が活動し始めた初期の頃から手話通訳者達が議論を重ねてきた。手話通訳という存在の必要性が認められていなかった時代、手話通訳がなぜ必要なのか、ということの説明し、社会的にその必要性を認知されることが最初の障壁であった。そこでは、きこえない人が置かれている社会的立場の脆弱さや、きこえないことで起こる生活問題を解決するために、きこえない人の権利擁護の視点が不可欠であった。この手話通訳のあり方の提起は、手話通訳者の活動の経験から生み出されたものである。代表的なものとして挙げられるのは、伊東雋佑が1968年に全国手話通訳者会議で発表した『ろうあ者の権利を守る手話通訳を「通訳論」』である。伊東が強調したのは、手話通訳は中立的交換手ではなく、差別や偏見にさらされ、社会的弱者であるきこえない人の権利擁護のためであるという、手話通訳のあり方、理念である。

手話通訳のあり方は、きこえない人からも提起されている。きこえない人から提起された『高田・安藤論文』は1979年に、全日本ろうあ連盟の理事であった高田英一、安藤豊喜が作成し、世界ろう者会議に提出したものである。きこえない人の立場からみた手話通訳の役割、手話通訳の理念と今後の展望が述べられている。

ここでもきこえない人の立場に立った手話通訳が求められている。

近年では、手話通訳教育に関する研究もある。中野(2022)は、援助者モデルと導管モデルという捉え方を採用し、手話通訳者の役割モデルは、援助者モデルから導管モデルへ変遷していると述べている。援助者モデルは、通訳だけでなく、きこえない人が利用されて不利益を被ることがないようにすることや、本人の代わりに対応する行為が行われ、このようなアプローチは、社会全体にきこえない人が無能であるかのように印象づけることになったとしている。導管モデルでは、援助者モデルのようなアプローチではきこえない人のためにならないと指摘される過程で生まれたもので、通訳者を電話回線、ロボットなどにたとえ、発話を通訳で仲介する役割に限定したものである。援助者モデルと導管モデルについては、考察でも言及する。

演劇や大学授業等、特定の場面での手話通訳の通訳技術についての研究はあるが、日常生活での手話通訳についての研究は見受けられない。また、手話通訳者を対象とした研究は、頸肩腕障害の予防的視点からの医学的研究はあるが、手話通訳者の役割認識や支援の視点からの調査は散見されない。

4. 研究の目的と意義

手話は、きこえない人の間で発展してきた。ろうあ運動を展開し、きこえない人の想いや発言をきこえる社会に訴える際には、手話通訳が必要であった。また、日常生活においても、手話で相談できる人、場所を求めてきた。それらの要求に応えるために、手話通訳者は手話通訳制度が整備される以前から、手話通訳として活動してきており、手話通訳の理念やあり方が前述のように積み重ねられてきている。しかし、手話通訳者の視点で、どのような通訳を行っているか、きこえない人の暮らしを見据えた手話通訳については、手話通訳者の間で語られることはあっても、調査としてまとめられてはこなかった。筆者はこれまでも手話通訳者へのイ

ンタビュー調査を継続的に行っており、一部をまとめたものを発表しているが、本研究では、手話通訳の機能と手話通訳者の役割認識の変化に焦点を当て、インタビュー調査を基に、手話通訳の機能を導出する。また、手話通訳者の役割認識が、手話を学び始めて以降、手話通訳者となり、手話通訳の経験を積む中で変化していくことを明らかにすることは、きこえない人を始めとする障害者の社会参加に関する研究に資するものと考えられる。

5. 調査の概要

5.1 調査協力者

本研究では、2014年11月から2022年5月にかけて行ったインタビュー調査での語りを引用する。手話通訳者として登録し、手話通訳派遣事業による手話通訳をされている方にインタビュー調査を依頼した。手話通訳の活動期間は短い方で4年、長い方では20年を超える。手話通訳者の活動開始時期や活動地域がわかると個人の特定につながるため、インタビューでは活動期間や活動地域を聞き取っているが、掲載は控えることとした。多くの手話通訳の方々が協力してくださり、継続的に聞き取りを行うことができているが、本研究では中でも特に詳しくお話をしてくださった11名の方の語りを採用している(表1)。

5.2 調査方法と分析方法

調査は、あらかじめ質問項目を示した上で半構造化インタビューを行った。個別の面接の形態を採用したのは、手話通訳者には守秘義務があり、個人が特定される形で経験を語ることができないこと、手話通訳の記録は派遣元に提出されているが、記録には残されない手話通訳者の想いや感情を掘り起こす目的があること、また、手話通訳経験を重ねてきた中で、手話通

訳者の考察を引き出すためである。佐藤(2002, 2008)の質的分析法を採用し、インタビュー結果を逐語録に起こした後、〈コード〉をつけカテゴリーを生成した(表2)。

5.3 倫理的配慮

調査対象者には口頭と文書で研究目的、個人が特定されないように配慮することを説明し、同意を得ている。加えて、聞き取りの内容を録音し、後日書き起こして研究に使用することの許可も得ている。また、本研究について、筆者の所属する東亜大学より承認を得ている(通知番号第2021-4号)。

手話通訳者には守秘義務があり、インタビュー調査においても守秘義務を侵さない範囲で行われているが、個人のプライバシーに配慮し、聞き取り調査の場所は、調査対象者の自宅か、自宅近くの喫茶店で行なった。文中では、個人名は無作為なアルファベットを付し、地名等の固有名詞は省いている。

表2 主なヒアリング項目(主な質問項目)

- 手話を学び始めたきっかけと経緯
- 手話通訳となった経緯
- 手話通訳をする上での困難、学んだこと
- 支援の捉え方
- 手話通訳の役割について
- きこえない人への視点

6. 調査結果と分析

インタビューから18のコードを抽出し、カテゴリーを生成した。【手話との出会い】、【手話通訳者の資格取得】【手話通訳者としての葛藤】【手話通訳での支援的要素】【支援者としての価値観】、の5つのカテゴリーを生成した(表3)。支援者の語りにおける()内は、内

表1 調査対象者の年代(インタビュー調査時)

A氏	B氏	C氏	D氏	E氏	F氏	G氏	H氏	I氏	J氏	K氏
70代	40代	60代	60代	50代	50代	50代	60代	70代	50代	50代

表3 調査に関するコードおよびカテゴリー

カテゴリー (5)	コード (18)
手話との出会い	子ども同士のつながり
	きこえない人からの勧誘, 手話サークルの勧誘
	手話への興味, あこがれ
	何かしたい
	きこえない家族がいる
手話通訳者の資格取得	サークルの雰囲気
	周囲の人に勧められる
	役に立ちたいという意味
手話通訳者としての困難, 葛藤	差別的扱いへの対応
	どこまで伝えるべきか
	手話通訳は仕事なのか
手話通訳での支援的要素	通訳行為の中の支援的要素
	通訳行為以外での支援的要素
支援者としての価値観	通訳者としてのかかわり
	友人, 手話サークル員としてのかかわり
	互酬的な関係性
	伝わることの達成感

容をわかりやすくするため、インタビュー時や後に確認したものを筆者が補足した言葉である。

6.1 手話との出会い

【手話との出会い】では、手話通訳者が手話の存在を知り、学び始めた動機についての語りである。きこえない人との出会いとも言える。

〈子ども同士のつながり〉は、自身の子どもの同級生の親がきこえない人で知り合った、というものである。〈きこえない人からの勧誘〉〈手話サークルの勧誘〉という契機に〈手話への興味, あこがれ〉〈何かしたい〉という潜在的な意思がかかわっていたと語られた。手話を学ぶ会や手話サークルに勧誘された方が多く、自分から手話講座や手話サークルを探して加入したと答えた方は2名であった。また、3名が〈きこえない家族がいる〉と答えたが、きこえない家族がいるからといって、幼少期から手話を使っていたわけではないと語られた。3名のうち、1名は配偶者がきこえない人であり、手話を学んでから家族を形成している。この時点

では、手話通訳をするということは意識されていない。手話をできるようになることが目標となっている。

娘の同級生のお母さんとお父さんがろうだった。で、お母さんが、学校で手話の同好会を作ってほしいって、PTAに頼み込んだ。PTAの人が学校に持ち掛けていいですよって。同好会をはじめはった。子どもが二人いて、上の子がろうだった。(中略)それまでは、田舎に住んでいて、田舎っていうか、ろう者も知らない、手話も。手話は、テレビで見て、わあって、ちょっとあこがれはあった。(A氏)

テレビドラマも流行っていた時代だったので、私が見たのは、「愛していると言ってくれ」とか、常盤貴子とか、柴咲コウとか、あの頃です。で、流行っていたじゃないですか。だから、手話できたら楽しそう、みたいな。たまたま福祉まつりで、手話コーナーやっってはるんですよ。サークル

の人が。お友達の家が近くて、通りがかった時にバザーもやっていたから、ちょっとのぞいたんですよ。「手話教えるしおいでー」みたいな。で、しゅーっと行って、名前を覚えてもらった。健聴の、サークルの人。で、サークルあるよ、みたいなチラシをもらって。(B氏)

父も母も聞こえない。私が生まれた時、父方の祖母がいて、祖母は聞こえる。家族の中で祖母と私と弟が聞こえる。父の兄もいて、結婚せずにいた。聞こえない。(中略) 親と子の集い(手話サークルの行事)に行ったのが、私が中学校1年か2年の頃。その時に初めて、あれ、こんなにも手話ができる、きこえる人がいはるんやって。別にまわりいきこえへん人がいるわけでもないのに、なんで、みんなから変な眼でみられる手話を勉強しようとしたはるんやろう、不思議って、むちゃくちゃ思って。そこで、やっぱり手話を使ってる父や母をみて、一生懸命勉強しようとしてはるんやね。父や母のことを変やって思わはらへんのや、この人たちはって思って。ほんでなんか、居心地がよくなって。(D氏)

6.2 手話通訳者の資格取得

【手話通訳者の資格取得】では、手話通訳者を目指す人は、まず資格取得のために手話通訳者養成講座を受講し、終了後に試験を受け、合格する必要がある。手話通訳者養成講座には受講した時期によって異なるが、現在では段階ごとに受講する必要がある、受験資格を得るまでに5年を要する。但しこれは1990年代に全国的に標準化されたものであり、1980年代までは地域によって異なっていた。手話通訳者養成事業は、地域支援事業であるため、自治体によってばらつきがあったためである。

地域支援事業とは、現行の法律では、障害者総合支援法の中の地域生活支援事業にあたり、市町村が実施主体となり、都道府県が支援、指導することになっている。つまり、市町村によって手話通訳養成事業の内容が異なるというこ

とである。この地域差を是正するため、一般財団法人全日本ろうあ連盟や各地の聴覚障害者協会、一般社団法人全国手話通訳問題研究会等の関係団体の働きかけにより、次第に標準化されていった。

手話サークルは、手話を学ぶ場ではあるが、手話通訳を養成する場ではなく、手話を学んできこえない人と会話し、友人になることが目的とされる⁶。

手話できこえない人と会話をするのが目的で、手話通訳者を目指すわけではない人もおり、手話サークルのみに所属し、活動する人もいる。しかし、手話通訳者を目指す場合は、手話サークルである程度、手話を習得した後に、地方自治体等が実施する手話通訳者養成講座を受講することになる。

〈サークルの雰囲気〉〈周囲に勧められる〉では、手話サークルの雰囲気として受験するのが当然だった、という場合と、きこえない人や手話サークル内で受講、受験を勧められた、というものがある。手話通訳になりたい、仕事として手話通訳をしたいという人はみられなかった。手話通訳者になるということは、手話通訳者派遣事業による登録、認定手話通訳者となり、仕事として手話通訳を行うということであり、友人として、ボランティアとしてきこえない人とかかわる手話サークルとは異なる役割が付与されることになるが、そこでの役割意識の変容は語られていない。明確に語られるわけではないが、〈きこえない人の役に立ちたい〉という想いが底辺にあることが「やっぱりちゃんと受けないと」「私でもできるかな」といった言葉で表現されている。

養成講座とかに行きだしたのは、昼のサークルに行って、ちょっと上の人たちが、そういう試験を受けるとかの時に、あなたも次ねって。なんかね、私の上の人たちが受かっていって、長くやってるして、どんどんね、やっぱりちゃんとね、受けないとあかんわっていうことになって。きこえへん人に言われたのか、きこえる人に言われたのか、暗黙に。でもね、その頃ね、サ

ークルの中で通訳者になるっていうのと、そうじゃなくってろうあ者とおつきあひするっていうの二極化してた。(E氏)

最初はサークル。手話サークルに通いだして、その後講座へ。平成3年で手話通訳者になった。手話を初めて4年目。(きこえない) Yさんとちょっと話せればいいと思っていたくらいだったが、行事などに行くと舞台上で手話している人を見たり、Yさんの話で手話通訳者が足りないという話を聞いたりして、私でも手なら動かせるし、私でもできるかなとだんだん気持ちが変わっていった。ちょっとでも話せればいいやと思って始めたけれど、行事や講演会を聞いて、いろいろ参加することで変わっていった。元々は仕事としてあるとは知らなかったし。(F氏)

一緒に育ってきた聴こえない人の子供が幼稚園に入る、それで幼稚園での通訳をどうするかで。その頃、手話通訳者という言葉も知らなくて、手話ができるというだけで、仕事で通訳があると知らなくて、派遣があることも知らなくて、じゃあどうするんだと言う時に、手話通訳者の試験があると聞いて、市の認定通訳者というのがあると。私はサークルに入って丸3年で認定試験に挑戦することになりました。(H氏)

6.3 手話通訳者としての葛藤

手話通訳者となり、活動を始め、手話通訳の経験を積んでいくことになる。手話通訳派遣の範囲は、医療が64.8%と最も多く、次いで役所での手続相談が31.8%、学校が17.3%となっている⁷。調査では、10名が医療場面での差別的な扱いについての言及があった。

〈差別的な扱いへの対応〉では、特に医療の場でのきこえない人に対する差別的な扱いについて、通訳行為の中で憤りを感じながら対応している。医師の態度、振る舞いに対して、手話通訳者は応えないことで、きこえない人に注目

してほしいと暗示したり、きこえない人を見てくださいと発言したりすることで、きこえない人と医師の関係を構築する役割を果たしている。言葉を換えるという行為以外のことが行われている。手話通訳としてどうすればいいのかを考え始めることで、手話通訳者の役割を自覚していくようになっている。

何でもこっちに渡さる。そやし、思わず、(きこえない人の方へ向ける)手がかうしてる。無言で。(きこえない人)見てくださいとは言えへんし。こっち渡そうとしはった時は、こう、しゅっとこの手が。絶対に受け取らない。(中略)通訳は気にせんでええ、先生の言うことだけ通訳したらええって言う人もあるけれども、ではないと思う。やっぱり人間関係やし、先生にもみてもらって、気い良く続けてもらいたいし、本人も言いたいことが言えてって状況がええと思う。(I氏)

お医者さんとか多いですよ。あの、こっち向いてしゃべらないで、みたいな人。私じゃなくて、向こう、みたいな。いつも、決まったお医者さんですけど。最近、ちゃんと患者さんを見て喋るお医者さん増えましたけど。たまにいますよね。高齢のお医者さんとかは。私じゃなくて、向こうに言ってくださいっていいです。はっきり。お医者さんはね。たぶん、習慣なんでしょうね。またこっち見られますけど。(B氏)

きこえる人の中には、きこえない人や障害者を特別扱いする人もいる。きこえない人ではなく、手話通訳者に話しかけるのだが、手話通訳者はそれを〈差別的な扱い〉だと捉えている。話しているのは、きこえる人ときこえない人であって、手話通訳者ではないという自覚の元、きこえる人から話しかけられたことを手話で表現する。「これは伝えなくていい」「これは言わなくていい」ときこえる人から言われたことがあると、5名が答えている。それに対し、きこ

える人の意図をきこえない人に伝えようと手話通訳者が工夫をしている。

(これは通訳しなくていいって言われても) ろうの人は見てはるし, わかるから, 通訳せんでいいっていわはるのは顔にでてるし, 「ごめんなさい, もう言うてしまいました」って言う。(中略)(そういう差別的な扱いを受けていることに) 気づいてない人もいるしね。気づいてもらうようにいろいろしてたらおかしいと思われし。そう思ったら難しいよな, 通訳って。(D氏)

いいわ, いいわもう, ほんとはあかんねんけどいいわって, 言わはるの。そんなん, どうやって通訳する? 「いいわ」って訳したら, 本当に良いことなんだって思わはるでしょ。そんな差別的なことってある? (E氏)

差別的な発言や振る舞いに対し, 手話通訳者は反感を覚えるが, きこえない人に対し工夫して伝えるようにしたり, 通訳しなくていいと言われても, 「通訳しなくていいと言われてた」と通訳する等の対処がなされている。

基本的に手話通訳者には直接的な発言の機会はない上, きこえない人ときこえる人の継続的な関係維持を考え, 感情を表すことは控える傾向がある。特に医師とのコミュニケーションの場合, 対立してしまうと, その後の治療に影響するかもしれないという危惧もある。

〈どこまで伝えるべきか〉では, 手話通訳者が常に逡巡している。〈差別的扱いの対応〉にある差別的な言葉をどのように通訳すべきなのか, きこえる人ときこえない人の関係性も配慮しなければならない。言葉をそのまま伝えても伝わらない時にどう対応するかは, その場面での個々の手話通訳者の判断に委ねられている。言葉遣いをどう変えるのがふさわしいかという言語変換によって, 相手に対する印象が違ってくる。

きこえない人が, きこえる人の社会のマナー

に通曉していない場合, 手話をそのまま日本語に変換すると, 失礼になることがある。きこえない人にとっては日常の表現であっても, きこえる人が不満に思わないよう, 手話通訳者が配慮して, 日本語表現を工夫することも語られている。

また, きこえない人は, きこえる人の口の動きや表情を, 話を理解するために頼りにしているが, マスクをしていると見えない。しかし, 職場では, それを上司に言えない。言ったとしても常にマスクを外してもらえとは限らない。きこえる人は, 悪気がなくても配慮を失念することもあれば, 面倒だと配慮を放棄してしまう人もいると考えられる。手話通訳者は, 上司の配慮がないことを, おかしいと思いつつも, 対応に悩み看過することもある。

例えば寄付のお願いに行くときに, 理事レベルの方は寄付の主旨もわかっているし, マナーもあるじゃないですか。地域の聴こえない人, とりあえずもらえばいいやみたいなの。そこの通訳に行く時は本当に悩みますよね。言葉がすごい, ぞんざいな言葉がたまに入らないじゃないですか。そういう時に, それを覆いかぶせなきゃいけない, それは, みなさんそうしているよね。境界線が難しいですよ。(J氏)

コロナで, マスクされているでしょ。ろうの人なのに, 上司の人がマスクしたまろううの人に喋りかけるんです。きこえるわけじゃないじゃないですか。マスクしてるし, 口形も見えない。でも, ろうの人が, ああ, みたいな感じで, 相づちを打っているんですよ。念のため通訳したら, それに対しての返事をしはったから, やっぱりきこえてないんやと思って。どうしていいのかわからなかったけど, とりあえず愛想笑いしたらいいと思ってされていた。でも, たぶん, いつもされていると思って。(B氏)

〈手話通訳は仕事なのか〉では, 手話通訳は,

仕事、労働だという意識はあるものの、手話通訳派遣事業では対価が低く、仕事として成立しないことに疑問を感じている。対価が低いのは制度の問題でもあるが、手話通訳者の認識は、対価は低い自身は経済的自立をしなくても良い主婦という立場だから可能なのだというものである。

仕事と思って手話通訳をやってきたけれど、市からの説明であなた方は有償ボランティアだと言われてショックだった。どこかでそうかもしれないと思ってはいた。派遣の手話通訳は仕事ではないのか。少ないけれどお金はもらっているし、必要なことなのに。(K氏)

私らは主人がいての、主婦がパートに出るよりかは高いっていうのがあったから、そのへんについては、立場が違うから。一人で仕事としてがんばるには、お給料としてはあかんと思う。(I氏)

6.4 【手話通訳での支援的要素】

「支援」という言葉は、手話通訳行為の中で語られることもあれば、手話通訳行為以外でも使われている。〈通訳行為の中の支援的要素〉では、伝えるための言い換えの工夫が支援につながっている。難しい言い回しや、単語をどんな言い換えで伝えるかというだけではなく、話の重点、大切なことは何かを掴み、手話で伝えることに神経が注がれている。このような情報保障支援には、表面的に言葉を伝えることを目的とするわけではなく、きこえる人が話している内容を手話で伝えることが含まれている。ただし、舞台通訳のような、言葉の変換だけで良いと考えられる場面もある。

言葉の置き換えだけでは通じないでしょ。通じない人もいるし、それでいいって人もいるから、そのほんとに、ケースによるなって思う。(E氏)

支援っていうのはやっぱり付いてきます

よね。支援のつかない通訳は舞台通訳ですよ。講演の通訳とかだったら、支援はいらないかもしれない。置き換えればいい。それはいけるけども、そうじゃないものについては、支援は一体だと思うね。だって、この手話では通じなかったら、どの手話なら通じるだろうとか、どういう風にしたら伝えられるだろうとか、何が大切なのだろうとかね、相手の状態とか、内容によって構えていたり、工夫していたりする、それは支援じゃないですか、情報保障していくための支援じゃないですか、一体ですよ、とは思うよ。(H氏)

初めましての時って、めっちゃ判断むずかしいじゃないですか。私はいつも、やって、通じているかな、通じてないかなと思いつつながら、通じてなさそうだったらかみ砕くって感じ。あと、年代もありますよね。カタカナ語が得意な世代なのか、そうでない世代なのかっていうので判断することもあるし。(中略)例えば語学通訳やったら、英語やったら、絶対一つの単語やから、若かろうが、年とっていようが、一つの単語やないですか。だから支援なんですよ。支援的要素が強いってことですよね。(B氏)

〈通訳行為以外での支援的要素〉は、通訳の場面ではあるが、通訳以外のことをしている経験である。〈差別的扱いへの対応〉でも、手話通訳行為以外の振る舞いや発言があることが明らかになっているが、他にも、高齢者への対応や地域での会議での手話通訳者は、どこまで、何をするのか悩みながら支援を行っている。高齢のきこえない人が求めているのは、手話通訳だけとは限らない。着替えを少し手伝ってくれる、少し支えてくれる人であり、手話で気軽に話せる人である。手話を使ってきこえない人の暮らしの支援をすることが求められているのである。また、地域の中で手話通訳者が浮かないように振る舞うことは、きこえない人が浮かないようにするためでもある。

専門の、舞台とか学校とかの分野での手話通訳と、地域でホントにお世話しながら、服脱ぐのを手伝ったりとか、病院一緒に行くとか、その辺の、その関わりもものすごくいる。(中略) このあいだも「脱げへんのや」いうて、なかなか。ボタンがずらっとあるのを着たはって。思わず脱ぐのを手伝ったら、お医者さんが「そんなことまでするんですか」って言われてしもて、「これ特別です」て思わず言うてしもて。(I氏)

準備して、椅子とか準備したんですよ、そしたら、通訳の人はそんなこととしてはだめって言われたんですよ。でも、みんなが準備しているのに、しないなんてできないわ。浮いてしまうのも嫌だし。(A氏)

病院通訳をしたとき、本人が台から降りることがあり、無意識に手を出していたらしく、後で娘さんから、母は通訳さんがそんなことまでしてくれるなんてとても喜んでいたら聞いた。自分としては高齢の人だから自然にしたこと。言われた時、やりすぎたの？今までの通訳者はやっていなかったのか？と不安になった。(K氏)

〈通訳行為以外での支援的要素〉には、きこえない人に直接働きかけることも含まれる。そこには、通訳場面だけの関わりではなく、普段からの関係性があるかどうか、信頼関係があるかどうかによって対応が変わってくる。

きこえない人は、通訳者と通訳場面の前にざっくばらんに手話で話すことができ、そこでは正直に語っているが、通訳場面ではそうではないということがある。体裁を繕う振る舞いや言動であれば、その想いを尊重してそのまま通訳をすることもあり得るが、生命や健康に関わる場所では、本当のことを言うように促すことも支援と言える。

手話通訳者が行った手話通訳が、正しく伝わっているかの確認として、きこえない人に話し

かけることもある。地域で関わっているからこそ、後から確認できるのである。これも暮らしの支援と言えるであろう。

通訳場面では例えば待合室でしゃべっていたようなことを、診察でも話すように促すことなどはある。その人とどこまで信頼関係を築いているかどうか。薬のんでないと言っていたのに、医師の前では「飲んでます」と答えるろうあ者にどう対応するか。その場で解決できることもあるし、できないこともある。(K氏)

支援じゃないけど、ある程度フォローがいる人がいるじゃないですか。そこは地域だったら、また会える、例えば道で会った時に、聞いちゃいけないって言われるけど、でも、ちゃんとお薬飲んでるか確認できるとか、痛かったけど、良くなった？とか、お子さんはもう大丈夫？とか。聞ける範囲で聞けるのは地域だから。ダメだと言われても聞く。(J氏)

6.5 支援者としての価値観

【支援者としての価値観】は、友人として、ボランティアとしてかかわる手話サークルと、手話通訳者としてかかわる場合でどう違ってくのか、手話通訳者自身も悩みながらかかわっている。前述の【手話通訳での支援的要素】に見られるように、手話通訳においても、支援が必要だと考えている。〈通訳者としてのかかわり〉では、手話通訳としての責任感や、友人としてでは関わり得ない、支援の現場で必要とされているという自覚が、〈友人、手話サークル員としてのかかわり〉と、どう違うかという意識で捉えられている。

やっぱり大変は大変ですよ。通訳。責任があるじゃないですか。サークルだと読み間違えてもみんなに違いで、と言われて、あ、ほんまや、で済むけど、違うじゃないですか。一応、責任があるじゃないですか。(B氏)

やっぱりサークルだけやったら、もしかしたら辞められたかもしれへんけど、通訳になって、いろんなろうの人と出会って、すごい自立している人でも通訳がいないと、相手と通じない現場とか、ほんとにもう支えられて生活している人の所に行ったりとか、通訳というのがそれぞれのところで必要とされているというところで、続いていると思いますね。(G氏)

手話サークルでは、きこえない人は「手話を教えてくれる」存在であり、【手話との出会い】【手話通訳者の資格取得】にあったように、きこえない人と話したい、きこえない人の〈役に立ちたい〉と思わせてくれる存在である。手話サークル以外でも、友人として会い、たわいのないお喋りを通じて、きこえない人のことを理解していく。近所の人として相談に乗ったり、あるいは相談を持ち掛けたり、小さな子供を預け合うといったことが、手話で会話ができることで可能になる。手話をきこえない人から教わり、会話を重ねて関係性を築く際には、支援者としての役割意識もあるのだが、〈互酬的な関係〉があることが意識される。

スタートは手話で話したいってことだった。私たちは聴覚障害者を支援しなくてはいけないっていうのが、ものすごく馴染めなくて、やっぱり、きれいな言葉でいうと人間対人間というか、ある人から言わせると自我が強すぎるって言われる。どこで線を引くかってことですよ。マニュアルないしね。(J氏)

私が通訳に行く時に、子供が3人いるじゃないですか、通訳の時にはSさん（きこえない人）に預けて通訳に行く、そういう関係になってまして、未だに。子供たちがけんかするので、Sさんは困ったと思います。そういう、なんていうかな、手作りの手話通訳養成ですよ、そんな感じ。(中略) ボランティアとも少し違う。気持

ち的にはボランティア精神っていうかもわからないけれど、なんか、もっと言葉で表せない、深いものがありますよね。だって、先輩の通訳だって、がんばってきた人は、手話で最後、恩返しをしたいって思ってるんですよ。なんかやっぱりやりたいって。それはお互いがそうやって関係を作ってきた。(H氏)

手話で話すこと、手話通訳をすることで共通しているのは、〈伝わることの達成感〉である。きこえない人と話すにも、手話通訳をする時でも、手話ができなければ味わうことのできない感覚である。きこえない人と共有できる言葉、経験が喜びとなっている。きこえない人からの励ましやお礼の言葉があり、受け入れてもらえたという感覚でもある。

ここでも、支援をするということよりも、きこえない人から受け取っているものがあるという〈互酬的な関係〉が語られている。きこえない人から教えてもらった、協力してもらった、共に過ごしてきたという経験である。

手話を始めてぎこちないときは、手話の勉強だと思って、呼ばれたら行ったりしてたけど、(帰宅して) 玄関閉めたらばささと疲れたけど、今は、なんか楽しいっていうか、自分の中でも手話が少しは上達してるっていうか、読み取れて、一緒に笑えるっていうかな。一緒に共有できることもあったりして。そういう面もあるし。成長したかなって思うけど、最初の頃はしんどさもあって。今は楽しみだね。(A氏)

ある時、サークルのろうあ者に簡単な通訳を頼まれて一緒に行ってみたら、意味を伝えることができた。私にもできることがあると思えた。料理の手伝いなど、手話はできなくても自分にできることからやればいいと思い、サークルの本部など他の活動にも参加し始めて、それが今でも続いている。相手は手話のできない私でも受け入れてくれた。(C氏)

やっぱりきこえない人にとってどんな方がいいのか、とかね、でもね、育ててくれるから、サークルのきこえない人は。(中略) こういう通訳は良くない、誰だれの方が良かったって言うてくれる。その時はぐさっとくるけれど、大切なことなのでね。気づかないことを言うてくれたり。この手話は違うとか、思い込んで使っているけどそれは違うとか。やっぱり自分達が育てた通訳者だから責任を感じているんじゃないかと思うんですけど。愛情というよりも責任感。(H氏)

きこえない人たちとかかわっていく経験を重ねることで、「きこえないとはどういうことか」を理解していく過程では、きこえる自分がどこまで理解できるかということにも考えが及んでいる。〈きこえない人へのまなざし〉には、きこえない人が表現する手話の意味を再考し、きこえない人への捉え直しがあり、情報の非対称性や、きこえる人が主流の社会との違いにどう折り合いをつけるかという悩みとして現れる。

「きこえないとはどういうことか」を理解していくことは、手話通訳者としてのかかわりとは異なるが、〈手話通訳以外での支援的要素〉に含まれると言える。手話通訳をする上で、きこえないことを理解する、理解しようとする姿勢は必須であるからである。

サークルで話したんやけど、入った時にね、「仕方ない」って手話、しはるでしょう。これがね、ものすごくバリエーションがあるの。だから、ホントにあかんのかとか、今日までずっと俺たちはもう、ほんまに我慢してきたししゃあないんやあってあきらめるとか、なんかね、私たちが簡単に「仕方ない」って訳してしまうには、うん、いかんくらい、深い、広い意味があるって感じた。(中略) そこがなんでそんなにあっけらかんと「仕方ない」って言うのって思うんやけど、でもそれは、10年とか15年経った今になると、そういう教

育とか、社会の中で大きくなってきた人の「仕方ない」っていう表し方なのかなって、今はわかる。(E氏)

ろうあ者との出会いでびっくりしたのは、自分の母に視覚障害があったのだが、見えないことを認めようとしなかった。見えないことを指摘すると怒られたので、いつもおびえていた。母親の顔色を見ながら育ててきていた。それが、自分はきこえないし、とろうあ者は平気で言う。それが驚きで嬉しかった。見えさえすればなんでもできるのに、という気持ちが母には強かったのだと思う。きこえない人との違い、こんな風に生きてはると知った時の驚き、自分にとってとても楽だった。(C氏)

きこえない人との違い、それは音声日本語か手話かという違いだけではないということを、きこえない人との関わりの中で理解している。「仕方ない」という肯定的な語りや、きこえないことを肯定する語りは、社会的に判定されてきた、きこえるかきこえないかという優劣の付け方ではない、新たな観点である。

きこえない人とかかわり、それも通訳時でのかかわりではなく、手話サークル等で友人として関わることで、「きこえないとはどういうことか」を理解していく。理解しきれない部分もあると語られる。それらを受け入れることが理解につながっている。「きこえないとはどういうことか」を知っている上で行われる支援は、手話通訳の土台となるものであり、行為としては通訳行為の内外に現れるが、きこえない人とかかわり方、向き合い方は行為だけではない。

7. 考察

7.1 手話通訳の機能

手話通訳の概念を「手話通訳とは、手話通訳者が対象者（「聴覚障害者」と「関わる健聴者」）との間を、手話通訳環境等も考慮しながら、三者の良好な人間関係を構築しつつ、手話及び音

声言語の翻訳を行う作業」と捉えることは既に述べた。手話通訳の概念から調査結果を踏まえて整理すると、手話通訳の機能の第一には、「手話及び音声言語の翻訳を行う作業」、つまり、言語変換がある。音声日本語を手話に変換する作業と、手話を音声日本語に変換する作業である。

テレビニュースや講演等で、音声で話している人の隣に立ち、手話通訳を行うことは、音声言語を手話に変換する「聞き取り通訳」である。きこえない人にとって、「聞き取り通訳」は、音声で流通している情報を手話で提供する「情報保障支援機能」である。言語変換をしていると言っても、音声日本語をそのまま手話に変換するだけでは伝わらない。きこえることと、きこえないことの文化的差異への配慮、異なる言語間への配慮が必要である。

他言語の通訳においても、文化的差異を埋めつつ、どのような言葉に変換するかというのは、通訳者が常に迷い、悩む点である。通訳・翻訳において前提となる言語間にある語彙の等価性、同義性（近藤 2015）は、片方の語彙に存在しても、訳出するもう片方の言語の語彙に存在しないといったことが起こるからである。日本では「いただきます」と食事の前に言うが、英語にはそのような言葉がなく、習慣もないといったことである。

「いただきます」という言葉に関して言えば、手話には「いただきます」という手話単語は見当たらないが、食事の前に手を合わせて軽くおじぎをすれば、「いただきます」と言っていることと同義になる。人によっては口形もあり、日本語やその文化の中で暮らしていることが影響を及ぼしている。

情報保障支援機能には、【手話通訳での支援的要素】の〈伝え方の工夫〉として、言語変換に留まらない、伝えることを主眼とした言い換えや状況の説明、場内アナウンスや物音等、きこえない人への音声情報提供という支援も含まれている。

第二に、「聴覚障害者と関わる健聴者の間」、「三者の良好な人間関係の構築」が示す「コミュニケーション支援機能」である。音声日本語

と手話という言語が異なる人の間に立ち、コミュニケーション支援を行うものである。「三者」とあるように、対象者であるきこえない人ときこえる人に加え、手話通訳者も含めた関係性の構築も含まれている。

〈差別的な扱いへの対応〉で語られたように、あからさまに抗議的に振舞うことは控えられるが、きこえる人に対し理解を求める対応を促すこともある。その後の関係性を考慮した対応をし、きこえる人ときこえない人の関係が壊れないように調整を行っている。

手話を日常の会話の手段としている人にとっては、きこえる人との会話の手段が異なる以上、手話通訳がない状況ではコミュニケーションが成立しない。筆談で行うこともあるが、スピードは遅く、コミュニケーションのテンポが遅れる上、やり取りできる量が激減してしまう。手話通訳が常に同時通訳であることを求められるのは、コミュニケーションを即時に行うためである。

コミュニケーションの機会がどれだけ保障されているのか、誰と、どんなコミュニケーションをしたいのかということもコミュニケーション支援機能に含まれている。さらに、手話通訳者と手話で会話することも、情報保障支援機能、コミュニケーション支援機能につながっている。手話を通じて様々な情報が提供され、情報を判断材料として自己決定を行い、自分の想いも手話で話すことができるからである。

加えて、【手話通訳としての支援的要素】には、〈手話通訳での支援的要素〉と〈手話通訳行為以外の支援的要素〉が確認された。地域の、暮らしに密着した手話通訳では、様々な支援が行われている。〈手話通訳での支援的要素〉は、情報保障支援機能で提示した、伝えるための言い換えの工夫等があるが、〈手話通訳行為以外の支援的要素〉には、直接的に対象者に働きかけるものもあれば、地域の人に溶け込むための振る舞いであることもある。コミュニケーション支援に含まれる、きこえない人との直接の会話では、体調を聞くこともあれば、暮らしの中の困りごとを聞くこともある。それらの相談を病院等の専門機関につなげることもあれ

ば、会話の中で情報提供することで解決することもあり、どう対処するか判断は手話通訳者に委ねられている。

この、どのような支援が必要かを判断し、必要であれば専門機関に繋げるということは、情報提供支援機能、コミュニケーション支援機能とは異なる、福祉的支援機能であると言える。ソーシャルワークに近接する相談支援と言えるが、ソーシャルワークとして対象者に対峙して行っているわけではない。それは、「きこえないこと」に由来する情報の不足や困難、権利侵害を取り除くためという目的にのみ運用されるものだからである。

言語変換だけでは帰結しない、情報保障支援機能、コミュニケーション支援機能、福祉的支援機能という機能があり、互いに重なり合っている。これらの機能を併せ持つことが手話通訳の専門性であると言える。この3つの支援機能は、どれもが均等に発揮されるものではなく、対象者である、きこえない人ときこえる人の関係性や、場面における対象者の感情、価値観、もたらされる情報の難易度等によって必要とされる割合は変化する。きこえない人によっては、導管モデルに近い役割を通訳者に求められることも考えられる。

7.2 役割認識の変化

手話通訳者が手話を最初に手話を学ぶ段階では、手話を学び、手話で話がしたいということからスタートしている。手話通訳者になるために手話通訳者養成講座の受講や手話通訳試験を受験する段階でも、手話通訳を仕事、労働としてする意識は薄く、手話サークル等で知り合った、きこえない人の役に立ちたいという意識であった。この「役に立ちたい」という意識は、きこえない人が手話を教えてくれた、きこえないことがどういうことかを教えてくれたという、支援された経験から生まれており、支援をするという役割認識ではなく、お互いに教え合い、助け合うという互酬的な関係性があることに依拠している。

手話通訳者の資格を取得し、手話通訳者として活動を始め、経験を重ねる中で、場面ごと

に、どう通訳をすればいいか、どこまで支援すればいいのかと悩み、逡巡することを通じて、手話通訳とは何か、手話通訳の役割とは何かを考えるようになり、ひいては手話通訳を仕事、労働として捉えるようになっていく。専門的技術が必要で、資格取得までに時間がかかり、さらに、資格取得後も様々な学びが必要であることを実感するのである。資格取得時に専門性や仕事として認識するのではなく、手話通訳の立場を経験することで、手話通訳者としての役割認識を持つようになるのである。そして、専門性を持った支援者としての手話通訳者と自覚的になっていく。対価が低いという問題意識はあるが、主婦であることで、生活に困らないからと改善の必要性を訴えることはほとんどない。

手話通訳として活動しながらも、手話サークルでのかかわりや友人としてのかかわりは継続しており、支援者としての役割認識と、友人、ボランティアとしての役割も併存して認識している。友人としての役割認識は、きこえないことへの理解につながるだけでなく、きこえる人との協働の関係性の維持に必要となる認識であると言える。

7.3 支援者としての価値観

手話通訳者として、支援や専門性が必要だという意識がある一方、きこえない人と一緒にいることが楽しい、きこえない人から学ぶという、手話サークルで強調される価値観も持ち続けている。きこえない人から学ぶこと、きこえない人と関わっていくことには、互酬的な関係性の構築がある。支援する側／支援される側という関係ではない関係である。

きこえない人から学ぶのは、手話そのものを「教えてもらう」ことは勿論、きこえないがゆえの困難を「教えてもらう」ことと、きこえないとはどういうことかを日常の会話から学ぶことが含まれている。きこえないがゆえの困難は、きこえない人の「きこえなくて困った」経験を聞くこともあるが、日常の会話から、きこえていないからそうなるのかと気づくこともある。これらの「きこえないこととはどういうことか」を理解していくことは、手話通訳の機能

を発揮するために重要な、求められる能力の一つである。

きこえない人の暮らしに密着した地域での手話通訳では、地域で共に暮らす人としての関わりが不可欠になる。手話サークルや普段の地域での暮らしの中で、きこえない人と関わるのが、手話通訳の現場で出会う、きこえない人に対しての手話通訳技術や支援に活かされている。

先行研究で触れた、中野（2022）による手話通訳の役割モデルとしては、援助者モデルと導管モデルという捉え方で言えば、援助者モデルということになる。しかし、「援助者モデルでのアプローチが社会全体にきこえない人が無能であるかのように印象づけることになった」とは言えない。むしろ、きこえない人が無能ではないことを伝えるために手話通訳者が尽力していることは、調査で明らかとなっている。手話通訳者は、きこえない人との友人関係において、手話での会話を通じてきこえない人の思考や感情、能力を知り、それらを認めているからである。

導管モデルでは、言語をそのままに変換することが求められ、学術の場や限られた場面では有効であり、舞台通訳やテレビでの手話通訳等、導管モデルのような通訳がふさわしい場面もあると考えられる。

ところが、きこえない人の暮らしの中では、限られた場面のみ手話通訳があっても、他の暮らしの大部分では、きこえる人が主流の社会の中で、きこえないままに暮らしている。音声情報がないという、情報の非対称性が社会との間に横たわっており、そこから派生する「きこえないとはどういうことか」を理解している、理解しようとする手話通訳者は、支援者としての視点と、友人としての視点も併せ持っており、中野が示す援助者モデルとは異なる存在であると言える。支援者として、通訳行為をはじめとした、きこえないことを補う様々な行為を行うだけでなく、友人としてきこえない人との互酬性、お互いに助け合い、教え合うことを継続してきているのである。援助者モデルの意味範囲を拡大し、豊富化したものであるといえるが、

援助者としての関わりだけではないため、援助者モデルという言葉では説明不足である。

7.4 通訳者の役割モデル研究と手話通訳

通訳の役割モデル研究は、外国語の通訳、翻訳研究において進められている。先述の「導管モデル」は、松下（2017）によれば、言語学者マイケル・レディが1979年にその原型となる考え方を示したもので、情報の送り手がAという言語で話した内容が、そのままパイプのような管（＝通訳者）を通る過程で元の意味を完全に保持しながら言語変換され、Bという言語で受け手に届く、というものである。これは、通訳者は人として存在せず、ただ言語を変換して送るだけの、黒子のような存在であるという捉え方である。

溝口（2009）は、これに近いものとして、ゴフマンの「non-person 人間であって人間でない存在」という通訳観があることを紹介している。溝口（2009）によれば、1970年代後半から始まった通訳者の役割研究・論争は、「黒子」か「参与者」かという二極で論じられることが多く、結論は出ていない。従来の研究では、通訳の機能を分けずに議論されてきたが、通訳者には「訳し方」と「関わり方」の機能があることを主張している。「訳し方」は、通訳者の「言語的」機能であり、「関わり方」は、通訳者の「社会的」機能である。

「黒子」であれば、訳し方は直訳的になり、関わり方は陰に隠れる。「参与者」であれば、積極的に関わり、意識をすることになる。「訳し方」と「関わり方」の関係が固定的に捉えられているが、通訳者の役割は「訳し方」（言語的機能）と「関わり方」（社会的機能）を分けて研究すべきだとしている。

この溝口（2009）が見出した「訳し方」言語的機能と「関わり方」（社会的機能）は、本研究における「情報保障支援機能」と「コミュニケーション支援機能」に非常に近いものであると言える。外国語を対象とした通訳・翻訳研究が異文化コミュニケーションを射程としていることは、きこえない人の生活様式や価値観、思考回路等が、きこえる人と異なる文化を形成し

ていると捉えることを、異文化として「ろう文化」であると考えれば、異文化コミュニケーションとして同質のものであると言えるだろう。

しかし、きこえない人は、きこえなくなった時から、つまり、その多くは生まれた時から、きこえる人と同じ地域で暮らし、同じ文化圏で暮らしているにもかかわらず、きこえる人と同量の情報が保障されず、きこえる人とのコミュニケーションが不全であったとしても、きこえる人が主流の社会に埋もれて暮らしている。同国人でありながら、能力的に低いとみなされ、優生保護法の下では、強制的、あるいは知らないうちに不妊手術が施されてきたのである⁸。この点において、外国語を対象とした異文化コミュニケーション研究と類似はしていても、同一であるとは言えない。

手話通訳制度や障害者差別解消法等、障害者に対する関係法律が整備され、字幕等の文字情報が増え、きこえないことでの物理的不自由は軽減されてきている。きこえない人の発言機会も、社会参加の機会も増大した。それでも、現状は変化しつつあるとはいっても、社会的に疎外され、差別されてきた歴史と偏見が消えるわけではない。

提示した「情報保障支援機能」「コミュニケーション支援機能」「福祉的支援機能」が不可欠なのは、他言語の通訳とは異なり、音声言語と視覚言語間の差異を調整する機能が必要であることと、きこえる人が主流の社会にとって、きこえない人は異文化の人が途中から参入してきたのではなく、当初からきこえる人と同じ地域、同じ文化圏に暮らしているが、コミュニケーションができない、あるいはコミュニケーションが不完全な人とみなされているからである。

手話通訳者は、調査からもわかるように、手話での会話を通して、きこえない人との互酬的な関係を築くことで、言い換えれば、友人としての視点を持つことで、音声日本語ができなくても、きこえない人が無能ではない、無力ではないことを経験的に知っている。きこえないことで、社会から能力不足だとみなされ、抑圧さ

れてきたことも理解している。

音声言語と視覚言語の違いも、きこえない人と関わる中で、音声言語では、意識しなくても入っている耳からの情報がなくことや、話を聞きながらメモを取るなどの他の行為をすることが困難なこと、コミュニケーションにおいても、相手を見ていないと成立しないことなどを経験的に、あるいは、きこえない人からの教示によって学んでいく。福祉的支援機能は、「きこえないとはどういうことか」を理解していないと発揮されない機能である。他の音声言語の通訳・翻訳研究では説明しきれない機能であり、情報保障支援機能、コミュニケーション支援機能を包含しつつも一つの機能としてあると考えられる。

だからこそ、初期の手話通訳者が主張してきた、「きこえない人の権利を守る通訳」が必要であり、今日においてもなお、権利擁護の視点は重要なのである。調査で明らかになった支援的要素は、この権利擁護の視点からなされているものである。手話通訳制度の中では現状、含まれていないが、実質的に相談援助や支援が行われているのである。これらの相談援助支援や関係機関との調整のような福祉的支援機能も制度として付加されるべきであると考えられる。

8. おわりに

本研究におけるインタビュー調査から、手話通訳の機能を一定程度、整理し提示することができた。先行研究では、言語変換や手話技術の研究が進んでいるが、地域で活動する手話通訳の機能研究としては、それでは不十分で、情報保障支援機能、コミュニケーション支援機能、福祉的支援機能があると整理した。手話通訳の機能を持ち、かつ、地域で共に暮らすという視点を持つことが地域で活動する手話通訳の専門性であると言える。

しかし、現状では、地域で活動する手話通訳者と、舞台通訳やテレビの手話通訳、学術の手話通訳等の分野ごとに分かれているわけではなく、全ての分野を担っているという課題もある。本研究で対象としたのは、地域の暮らしの

中での手話通訳であり、支援としての手話通訳の必要性を提示したが、導管モデルについても、言語研究、通訳研究の一つとして進めていくことで、手話の言語としての地位をより確かなものにするためには有効であると言える。ただし、溝口（2009）が提示した、通訳の言語的機能と社会的機能に分けて研究すべきとの主張に加え、手話通訳の場合は、社会福祉としての福祉的機能も研究されるべきであろう。

インタビュー調査により、手話通訳者が手話を学び、手話通訳者となる過程では、専門性を持った支援といったような役割認識は生まれていないが、手話通訳者となってからの経験の積み重ねが、自らの役割認識を変化させているこ

とがわかった。手話通訳者としての役割認識をもつ一方で、友人として、きこえない人と互酬的な関係性を持つことを両立させている。この友人関係は、きこえないことはどういうことか、という理解に欠かせないものである。

本調査の調査対象者は11名と少人数であり、加えてある地域の、1つの市内で活動する手話通訳者に限定されているため、このような役割認識の変化の普遍性を実証できたとは言い難い。手話通訳の機能についても、まだ整理、探究の余地がある。今後、調査を拡大するとともに、手話通訳者、きこえない人双方からの視点、世代間による差異についても研究を進めたい。

(注)

- 1 明治以降、1878年に京都盲啞院が創立されたのを皮切りにろう学校が各地に設立された。当初は、手勢と呼ばれた手話による教育が行われていたが、大正期に入り、1880年に行われた第2回国際ろうあ教育会議（ミラノ会議）で口話法による教育が推奨されたのをきっかけに、口話法が導入されるようになり、1933年に開催された全国盲啞学校校長会で鳩山文部大臣の訓話で、「口話教育に努力されたし」と強調されたことから、口話教育が主流となっていた。口話教育とは、口や唇を読んで会話を理解する訓練と、発声の訓練を行い、授業は教師の口の動きを読んで理解し、発言は音声で行うというものである。手話は大阪市立ろう学校を除き、原則禁止された。
- 2 ろうあ運動では、1965年からの「蛇の目寿司裁判」をきっかけにして手話通訳の保障を求める運動が高まった。東京の寿司店で話をしていた二人のきこえない人が、他の客から手話をからかわれ、馬鹿にされてケンカになり、仲裁に入った寿司店の店主をきこえない人が突き飛ばし、翌日死亡した、というものである。この裁判では、きこえない被告人には手話通訳者が付いたが、傍聴に訪れていたきこえない人々に

は、手話通訳を付けることは認められなかった。傍聴してもそこでどんな言葉が交わされているか、内容を詳しく知ることができなかったのである。この事件をきっかけに、「知る権利」としての手話通訳保障を求める運動が始まった。

- 3 全日本聾啞連盟手話研究委員会編『わたしたちの手話』は、1969年に第1巻が財団法人全日本ろうあ連盟により発行され、現在でも『わたしたちの手話 新しい手話』が毎年発行されている。
- 4 手話通訳の資格には、本研究で採り上げている「登録、認定手話通訳者」の他、厚生労働省公認資格試験に合格することで得られる「手話通訳士」がある。
- 5 NHKが2013年からホームページで「手話CG」を公開している。これは、NHK放送技術研究所が開発を進めているもので、単語1つ1つについて、実際の手話の動きを取り込んで（モーションキャプチャ）、コンピューターグラフィックス（CG）化したもので、およそ7000語を作成している。日本語から手話単語を検索する際に、NHK放送技術研究所で開発した言語処理技術を使って、意味が近い手話単語を検索できるようになっている。意味の近さはス

コアで表しており、値が小さい場合には誤った検索結果である可能性が高いとしている。また、日本手話研究所が2007年から「新しい手話」という動画サイトを開設している。これは、厚生労働省から委託を受けたもので、日本語に対応する手話の単語を、人が表現している動画を見ることができる。

- 6 手話サークルは任意の団体であり、その目的は手話を学ぶ、きこえない人と交流する等、団体によって多少異なるが、手話通訳を養成する場ではないことは共通している。例えば、日本初の手話サークルである、京都市手話学習会「みみずく」の目的は、「手話を学んで、ろうあ者の良き友となり、すべての人に対して差別や偏見をなくしてゆくために努力し、その活動を通じて私たち自身も向上していく」である。京都市手話学習会みみずく <http://33zk.sakura.ne.jp/honb/> (2022年6月8日閲覧)
- 7 『手話通訳者等の派遣に係る要綱検討事業』手話通訳者等の派遣に係る要綱検討事業委員会編(2013)全日本ろうあ連盟発行、を参照。
- 8 旧優生保護法では、病気や障害の子どもが生まれることがないように、優生手術(強制不妊手術)が行われた。聴覚障害者も不妊手術を結婚の条件にされる例や、説明なく不妊手術を行われた例があり、裁判となっている。「聴覚障害者が手話で訴え『法律作った国、許せない』強制不妊訴訟」
2011年11月30日、朝日新聞デジタル
<https://www.asahi.com/articles/ASPCZ6344PCZPTIL029.html> (2022年9月10日閲覧)
全日本ろうあ連盟の調査によれば、2022年8月現在、170名(男性45名、女性125名)が何らかの方法(中絶を含む)で子どもを作れない状態に追い込まれている。全日本ろうあ連盟実態調査報告 <https://www.jfd.or.jp/info/2020/20200831->

kyoseifunin.pdf (2022年9月10日閲覧)

〔文献等〕

- 伊東雋祐(2000)『ろうあ者の権利を守る通訳を「通訳論」』『手話通訳問題研究』71(3), 92-94頁(資料として掲載)
- 一般財団法人全日本ろうあ連盟 手話言語に関する見解
<https://www.jfd.or.jp/2018/06/19/pid17838> (2021年10月16日閲覧)
(一般財団法人全日本ろうあ連盟は1947年に創立されたろうあ者の当事者団体である。全国47都道府県に傘下団体を擁する)
- 河野翔哉・日浅茉奈人・福村薫登・田中大介(2021)『AIアシスタントとロボット教材を活用した手話通訳ロボットの製作』「新居浜工業高等専門学校紀要」第57巻, 1-6頁
- 近藤正臣(2015)「通訳とはなにか」生活書院, 194頁
- 佐藤郁哉(2002)「フィールドワークの技法—問いを育てる, 仮説をきたえる」新曜社
- 佐藤郁哉(2008)「質的データ分析法—原理・方法・実践」新曜社
- 社会福祉法人全国手話研修センター(2014), 「手話通訳者養成講座実践課程 改訂版」社会福祉法人全国手話研修センター, 46頁
- 埜田和史(1990)「手話通訳労働と頸肩腕障害—読み取り中にふるえ, しびれ…筋肉疲労, 脳疲労を伴う通訳」『いのちと健康』288号, 2-6頁
- 高田英一・安藤豊喜(2000)「日本における手話通訳の歴史と理念 第8回世界ろう者会議提出論文」『手話通訳問題研究』71(3), 94-97(資料として掲載)
- 中野聡子(2022)「対人専門職としての手話通訳教育における論考」『群馬大学教育実践研究』第39号, 139-147頁
- 西田朗子(2021)「手話通訳と手話通訳の機能と在り方に関する一考察」『立命館産業社会論集』第57巻第1号, 145-164頁
- 西田朗子(2021)「手話通訳者の語りから考察

- する支援の専門性—手話通訳の機能としての支援—」『東亜大学紀要』第33号, 1-20頁
- 林智樹 (2017) 『手話通訳者・手話通訳士必携ハンドブック』社会福祉法人全国手話研修センター, 41頁
- 松下佳世 (2017) 「通訳翻訳研究の世界 通訳研究編 導管モデルとは何か」『通訳翻訳ジャーナル 2017 AUTUMN』日本会議通訳者協会 HP
<https://www.japan-interpreters.org/news/ti-research1/> (2022年8月1日閲覧)
- 水野真木子 (2013) 「医療通訳者の異文化仲介者としての役割について」『金城学院大学論集 社会科学編』第10巻第1号, 1-15頁
- 溝口良子 (2009) 「通訳者の役割モデルの研究」『通訳翻訳研究』NO.9, 71-86頁
- 米川明彦 (監修) 全日本聾唖連盟日本手話研究所 (編集) (1997) 『日本語—手話辞典』全日本聾唖連盟出版局

The supportive function of the sign-language interpreting and role recognition of the sign-language interpreter

— Based on the interview investigation to the sign-language interpreters —

Nishida Akiko

University of east asia

Faculty of allied health and science

Medical welfare major

[e-mail] a-nishida@toua-u.ac.jp

《 abstract 》

In this study, the supportive function of the sign-language interpreting and the experience of the sign-language interpreter clarify how the role recognition of the sign-language interpreter changes based on the interview investigation to the sign-language interpreters. The supportive function of the sign-language interpreting is not only simple language conversion. They have Reporting support function, Communication support function, and support function of the welfare. These are overlapping.

On the other hand, the sign language interpreters are not only a supporter, but also friends to the deaf people. It is not a support/receive relationship, it is a reciprocal relationship. Because they were learning sign language by deaf people.

When they first started learning sign language, they only wanted to help deaf. But as sign language interpreters gain more experience, they begin to consider the professional role of sign language interpreting. Being a supporter and a friend is the specialty of sign language interpreters working in the community.

[keywords] sign-language interpreters, supportive function, role recognition

